

高専カンファレンス実行委員会 会則

第1条（名称）

この団体は、高専カンファレンス実行委員会（本会則では以下「本会」）という。

第2条（目的）

高専カンファレンス実行委員会は、
高専カンファレンスの開催を通じ、
高等専門学校（以下、高専）および科学技術分野の発展に寄与する

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高専カンファレンスの開催
- (2) 高専カンファレンスの資料の公開
- (3) 他団体が行う高専生を対象としたコンテスト、イベント等の支援
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第4条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- 代表 1名
- 副代表 1名以上
- 幹事 1名以上

第5条（高専カンファレンスの開催）

高専カンファレンスを開催する際は、各開催ごとに小委員会を結成し運営を行う。
小委員会には役員1名以上を含むことにする。
本会は開催に要する権限を小委員会に委任し、小委員会を通じて開催のサポートを行う。

第6条（役員会）

役員会は役員1名以上の出席を必須とする。
開催形態は会議に準ずるものとし、メーリングリスト、チャットなどの遠隔、非同期の手段を含む。

第7条（委任規定）

この会則の定めるもののほか、本会の運営に関し重要な事項は役員会にて決定する。

付則

この会則は2009年4月1日から実施する。